

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)久慈・九戸  
風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について

平成27年10月16日  
経 済 産 業 省  
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)久慈・九戸  
風力発電事業計画段階環境配慮書」について、ジャパン・リニューアブル・  
エナジー株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 岩手県久慈市、九戸郡九戸村及び軽米町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大84,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成27年 7月21日
環境大臣意見受理	平成27年10月 9日
経済産業大臣意見	平成27年10月16日

問合せ先: 電力安全課 長村、長井、笠原  
電話03-3501-1742(直通)

## ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)久慈・九戸風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見

### 1. 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。

### 2. 各論

#### (1) 騒音等について

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、当該区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成11年7月、環境省）及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から可能な限り離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

#### (2) 風車の影について

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から可能な限り離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

#### (3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、イヌワシ等の希少猛きん類の生息が確認されている他、ガン・カモ類等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や生息環境の劣化及び移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。特に、希少猛きん類については、適切な時期・回数調査を実施し、営巣地・飛翔行動・飛翔高度・採餌行動等を明らかにし、生息及び繁殖への影響を的確に把握すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響

を回避又は極力低減すること。

なお、猛きん類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課）を踏まえて行うこと。

### 3. 事業計画の見直し

上記2.（1）及び（2）により、騒音等及び風車の影による影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

### 4. その他

#### （1）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

#### （2）累積的な影響

本事業地区は、（仮称）岩手県北部地区風力発電事業として、「折爪岳北地区」及び「折爪岳南地区（Ⅰ期地区、Ⅱ期地区）」の各事業地区と一体的に開発する計画であり、各事業地区の事業実施想定区域が比較的近いことから、累積的な影響が懸念される。このため、影響を一体的に捉える必要のある評価項目については、相互の累積的な環境影響について予測及び評価をすること。